## 衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料の訂正表(第3次)

令和元年5月24日に公表した衆議院議員会館維持管理・運営事業(第二期) 入札説明書・同添付資料に関し、以下のとおり訂正します。 なお、令和元年5月24日付けで公表している入札説明書・同添付資料には訂正が反映されていませんので、必ずこの訂正表を参照してください。 参考として、訂正表(第1次)、訂正表(第2次)、訂正表(第3次)の内容をそれぞれ反映した入札説明書・同添付資料(訂正版)を公表しますので、ご活用ください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
資料 I	27			保険契約者は、事業者又は維持管理・運営業務を実施する構
事業契約書 (案)		(3) ③		成員若しくは協力企業とする。
資料 I	27	別紙3. 第1.	被保険者は、衆議院及び代表企業、構成員、協力企業(その	被保険者は、衆議院及び事業者、維持管理・運営業務を実施
事業契約書(案)		(3) 4	再受任者及び下請負人を含む。)とする。	する構成員、協力企業(その再受任者及び下請負人を含
				<u>む。)とする。</u>
資料 I	27	別紙3.第1.	事業者の代表企業、構成員、協力企業(その再受任者及び下	事業者及び維持管理・運営業務を実施する構成員、協力企業
事業契約書(案)		(3) ⑤	請負人を含む。)とその他の被保険者相互間の交叉責任担保	(その再受任者及び下請負人を含む。) 並びに業務従事者と
			とする。	その他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
資料VI	1	第4条第4項	代表企業及び構成員は、事業期間が終了するまで、事業者に	代表企業及び構成員は、事業期間が終了するまで、事業者に
基本協定書(案)			事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は	
			組織変更を行わせてはならない。	組織変更を行わせてはならない。
資料VI	4	第13条第2項	第7条第4項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各	第7条第4項第一号又は第二号の規定に該当し、かつ次の各
基本協定書(案)			号の規定のいずれかに該当するときは、落札者は前項の金額	
			のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金とし	
			て衆議院が指定する期日までに衆議院に支払わなければなら	
				わなければならない。
				0.17,4.13.0.2 0.1.10